



# 市内の小規模多機能型居宅介護事業所がスクラム 連絡協議会が活動を本格化

市内と近郊の小規模多機能型居宅介護事業所で組織する「旭川地域小規模多機能型居宅介護事業所連絡会」(板橋雅之会長)旭山なかにある。

小規模多機能型居宅介護事業所とは、「通い」を中心とした「宿泊」「訪問」の3つのサービスを一つの事業所で行うもの。利用者は事前登録に限定され、25人が限度の小規模施設だ。

市内16カ所の全事業所に加え、近郊の当麻、美瑛の事業者が加入して発足。設立総会では板橋会長のほか、副会長に清水孝修氏(和が家施設長)ら役員を選出した。発足後は、今年3月に第1回目の研修会を開催。5月には幌加内町の小規模多機能型居宅介護事業所の施設見学会を実施。

10月5日には旭川市市民活動センターで、研修会を開催した。この日の研修会では板橋会長による講演の後、市による実地指導(監査)を終えた事業所ごとに報告が行われた。市は2年に一度、介護保険施設に対し実地指導を行っているが、人員基準、設備、運営基準などコンプライアンスの遵守をめぐる行政からの口頭での微妙なニュアンスの違いで、受け止め方が違うこともあるという。これをQ&A方式で、小規模連絡会がまとめ、会員に流すことで、法令に関する情報を共有する狙いだ。

さらに、同じく10月にネット上に会員向けの「小規模連絡会通信」を創刊した。しかも、会員との連絡は、小規模メーリングリスト(ML)を活用し、全員に一斉に配信するシステムを構築しているのが特徴。

おおまかに言うと、独立した3つの施設よりも、利用時間や緊急性での選択の幅が大きい。このため極力、自宅で家族とともに、できれば最期の日まで、と願う高齢者にとっては最適といつて良いだろう。在宅介護を重視する厚労省は、この小規模多機能型居宅介護事業所を2025年まで現在の約8倍に増やす計画という。

同連絡会は、昨年12月に

板橋会長は、「旭川市内でも高齢者の独居世帯、老々介護、さらに低所得の高齢者が増える中、各事業所のコンプライアンスの遵守や職員のスキルアップを図るために、ネットワークづくりに励んでいきたい」と話している。